

新型コロナウイルス感染症患者発生時等の情報の公表について

令和2年2月3日

山 梨 県

新型コロナウイルス感染症患者の発生が継続している状況に鑑み、県民への情報の公表を適切に行っていくため、その取り扱いについては、下記のとおりとします。

1 公表の目的

- 新たな患者発生の予防及びまん延の防止
- 県民への感染予防に関する注意喚起
- 県民の不安の軽減及び誤った情報等による混乱の防止

2 公表の契機

- 県内において、新型コロナウイルス感染症患者の発生が確定したとき
- 県外で新型コロナウイルス患者が発生し、県内に不特定多数の濃厚接触者がいることを覚知したとき

3 公表の手順及び留意事項

- 疫学調査の結果を踏まえ、疾患の感染経路、潜伏期間等を考慮し、国等と協議しながら、最新の医学的判断に基づき、上記の目的のために必要な情報を速やかに公表するものとする。
- 公表を行う場合は、事前に患者またはその保護者に対して、公表の目的や公表内容、公表方法等を説明するものとする。
- 個人情報の保護や施設及び地域等の風評被害に特に留意し、個人や施設等が不必要に特定されたり、差別・偏見の対象にならないよう十分配慮し、報道機関に対して理解と協力を求めるものとする。

- 個人が特定されるおそれのある氏名、生年月日、住所等の個人情報は、公表の対象としないものとする。
- 感染の拡大を防ぐため、特に、施設や地域等の特定につながるおそれのある情報を公表する必要がある場合は、当該施設及び自治体等の承諾を得たうえで公表を行うものとする。

4 公表する情報

(1) 基本的な患者情報

- ・年代
- ・性別
- ・居住地（都道府県レベル）
- ・症状・経過

※ 感染の拡大を防ぐため、医学的に必要と認められる場合は、必要な範囲で公表する情報を追加する。

(2) 行政の対応状況

- ・患者、接触者への指導内容
- ・施設等への措置内容 等

(3) 感染予防のための情報

- ・手洗い、咳エチケット 等